

2025年8月26日

各位

会社名 Solvvy 株式会社
代表者名 代表取締役社長 安達 慶高
(コード番号：7320 東証グロース)
問合せ先 上席執行役員管理本部長 吉川 淳史
(TEL：03-6276-0401)

2025年6月期決算に対してお寄せいただいたご質問への回答

当社は、2025年6月期決算に対して、株主・投資家の皆様からいただいた主なご質問とその回答を、下記のとおり開示いたします。

なお、本開示は株主・投資家の皆様のご理解を一層深めることを目的に、当社が自主的に実施するものであります。内容については開示時点での情報を記載しております。

Q1：特別損失の計上による影響について

- 経営への影響について
 - 当社の手元資金は潤沢、営業キャッシュフロー及び業績も順調に推移、事業推進への影響は軽微
 - 特別損失の計上を重大なものを受け止め、体制強化に注力
 - 承認体制の全面的な見直しを行い、各部門で把握したリスクが適切に経営に連携される体制を再構築
- 株主還元への影響について
 - 業績は安定的に推移しており、中間配当実施も含めて2026年6月期の予想配当は堅持する方針
 - 2025年6月期は純損失となるも、過去からの利益剰余金の積み上げにより増配を継続
 - 今後も継続成長を見込んでおり、累進配当を継続する予定

Q2：特別損失の計上額の蓋然性について

- 今後見込まれる保証損失の算定方法と蓋然性
 - 対象となる教育 ICT 端末の延長保証契約全てについて、1契約ずつ下記手順で個別算定のうえ集計
 - その算定方法から相当程度の蓋然性を見込んでいる

① 将来にわたる修理単価・事故発生率をこれまでの故障データをもとに推計

- ② 修理単価の高騰を考慮したうえで、①で推計した修理単価・事故発生率より修理費用を算定
- ③ 対応する保険契約の保険金支払限度額と②で算定した修理費用を比較
- ④ 保険金支払限度額を超過する修理費用を今後見込まれる保証損失とする

※この結果、2022年6月期以降に締結した保証契約については、保険金支払限度額を超過する修理費用の発生が見込まれなかったため、損失計上を要する案件が存在しないとしております。

- 来期以降に追加で特別損失を計上する可能性
 - 修理費用高騰を考慮し、将来の保証損失として特別損失を計上しているため、相当に低い
 - 万が一、想定を上回る規模で高騰が続いた場合には、当該時点での適切な処理方法を検討する予定
- 他の事業やサービスにおいて同様に特別損失を計上する可能性
 - 当社で保証リスクを保有する案件においても、これまで蓄積してきた膨大な故障・修理データより保険組成を行うため、同様事案の発生リスクは低い

Q3. 教育 ICT 端末の延長保証契約締結時のリスク認識状況と承認体制について

- 取締役会のリスク認識
 - ExtendTech 事業では保証リスクを保有しない事務受託が前提であり、保証リスクの内包は認識せず
- 事業部のリスク認識
 - 保証リスクの内包については認識、一方でそのリスクは僅少であると判断（判断理由は以下）
 - ① 保険会社及び端末販売元企業の過去データをもとに故障発生率が推計されていた
 - ② バックアップ保険の保険金支払限度額が相当の余力をもって設定されていた
- 当時の契約締結に係る承認体制
 - ExtendTech 事業では保証リスクを保有しない事務受託が前提であり、事業部判断での決裁が可能
- 現在の契約締結に係る承認体制
 - 経営執行委員会ないし取締役会を経由する承認ルートに変更し、事業部判断での決裁は不可

Q4. 再発防止に向けた取り組みについて

- ExtendTech 事業部での取り組み
 - 専門部署を設置し、サービス組成時のリスク評価やロス状況のモニタリングを営業部門から独立して実施
 - 修理フローの見直しによる修理費用の削減
- 全社での取り組み

- 承認体制の全面的な見直しを行い、各部門で把握したリスクが適切に経営に連携される体制を再構築
- 保証契約の締結は、経営執行委員会ないし取締役会を経由するよう承認ルートを変更

特別損失の計上を重大なものを受け止め、適切な処理を行うとともに、社内のガバナンス体制のより一層の強化に向けて、事業推進と両軸で取り組んでまいります。

以上